

事 務 連 絡

平成25年7月18日

公益社団法人日本動物用医薬品協会

会 員 各 位

公益社団法人日本動物用医薬品協会

台湾における狂犬病の発生に伴う犬等の輸入検疫の取扱について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長より通知がありましたのでお知らせします。

事 務 連 絡

平成25年7月17日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課
国際衛生対策室長

台湾における狂犬病の発生に伴う犬等の輸入検疫の取扱いについて

台湾は、これまで狂犬病の発生がない地域として、「犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件」（平成11年12月27日農林水産省告示第1628号）に基づき、農林水産大臣が指定する地域（指定地域）とされてきました。

昨日、台湾家畜衛生当局より、台湾の野生アナグマに由来する検体を検査した結果、狂犬病であることを確定診断した旨発表がありました。これを受け、台湾については、指定地域以外として扱うこととし、動物検疫所に連絡したのでお知らせします。

なお、本告示については、追って改正することとしています。

台湾における狂犬病の発生に伴う犬等の輸入検疫の取扱い について

農林水産省は、本日（平成 25 年 7 月 17 日（水曜日））より、台湾を狂犬病の非清浄地域として取り扱います。

今後、台湾から犬等を輸入する場合は、非清浄地域からの輸入条件を参照し、狂犬病の予防接種や血液検査等を行う必要がありますので御承知おきください。

経緯

昨日（7 月 16 日（火曜日））深夜、台湾行政院農業委員会は、野生のイタチアナグマに由来する検体（脳組織）を検査した結果、狂犬病であることを確定診断した旨を公表しました。

対応

農林水産省は、本日（平成 25 年 7 月 17 日（水曜日））より、台湾を狂犬病の非清浄地域として取り扱います。

今後、台湾から犬等を輸入する場合は、非清浄地域からの輸入条件を参照し、狂犬病の予防接種や血液検査等を行う必要がありますので御承知おきください。

（参考）動物検疫所ホームページ 非清浄地域（指定地域以外）からの輸入条件

- ・ 犬、猫の日本への輸入（指定地域以外）

<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/import-other.html>

- ・ きつね、あらいぐま、スカンクの輸入

<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/fox.html>

過去 6 ヶ月以内に台湾から輸入された犬等を飼養されている方は、念のため、入国時から半年間は毎日の健康観察を行うよう御留意願います。

（参考）厚生労働省ホームページ 狂犬病

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/>（外部リンク）

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室

担当者：珠玖（しく）、眞子（まご）

代表：03-3502-8111（内線 4584）

ダイヤルイン：03-3502-8295

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>